

平成28年度第1回山陽小野田市自治基本条例審議会 会議録	
開催日時	平成28年8月16日(火) 19時00分～21時30分
開催場所	山陽小野田市役所 3階 第2委員会室
出席委員	山陽小野田市自治基本条例審議会委員 14人 (岡山会長、白石副会長、岡田委員、島内委員、豊田委員、塩田委員、岡村委員、岡本委員、半矢委員、島津委員、伊場委員、生野委員、正田委員)
出席職員	(事務局) 総合政策部長、企画課長、企画課課長補佐、企画課主査、企画課行革推進係長
協議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 市長挨拶</li> <li>4 委員紹介</li> <li>5 事務局紹介</li> <li>6 会長及び副会長の選出 会長に岡山委員 副会長に白石委員 が選出された。</li> <li>7 会長及び副会長挨拶</li> <li>8 諮問</li> <li>9 議題 (1) 山陽小野田市自治基本条例制定の経緯について 【企画課課長補佐が説明】 ○質疑応答 なし (2) 条文の説明と質疑応答 ア 前文及び第1章について 【事務局から説明】</li> </ol>

○主な質疑応答

**【塩田委員】**

第8条に青少年について規定されているが、第2条の定義のところであらうべきではないか。第2条の市民の中に、青少年も含まれる。あまり、青少年の意味が明確ではない。

**【企画課課長補佐】**

一般的にも青少年というものの定義は不明確であり、対象年齢がはっきりしない。そうした中で、自治基本条例ではあえて20歳未満を切り出して、まちづくりへの参加を促進するために規定されたと聞いている。

なお、法制的には用語の定義で規定するものは、通常条例全体にかかわるものが対象とされる。青少年は第8条のみに出てくる言葉であることから、第2条の用語の定義には規定されなかったと考える。

**【岡田委員】**

青少年という言葉は青少年保護育成条例（山口県では青少年健全育成条例）に出てくるが、18歳未満が対象だ。これは県条例だが、自治基本条例と異なっており、紛らわしいと思う。

**【企画課課長補佐】**

18歳、20歳については、第8条が含まれる第2章で詳細を説明する予定である。

イ 第2章について

**【企画課課長補佐が説明】**

○主な質疑応答

**【塩田委員】**

第8条は、青少年の権利を保障しようという観点からつくられたのか。

**【企画課課長補佐】**

つくる会では、18歳未満の子どもを保護する子どもの権利

条約についても触れられたと聞いている。その上で、当時選挙権が20歳以上ということもあり、20歳未満を対象とすることになったようである。

**【塩田委員】**

市民が見てわかりやすい条例である必要がある。第8条の「20歳未満の青少年」とは対象がわかりにくい。どの年齢に主眼をおいたのか。青少年保護育成条例では青少年を18歳未満の未婚の男女としている。また、少年は10～19歳、成年は20～29歳と定義している辞書もあり、いろいろな区分がある。この条例は全市民を対象にしているのだから、あえて第8条はいらないのではないか。残すとすれば、青少年の定義を明確にした方がよい。

**【岡村委員】**

この条例には、つくる会で携わった。子どもの意見を聞こうということで、あえて第8条を加えた。若者の権利を保障する、どんどん積極的にまちづくりに関わってほしいということだ。

**【岡田委員】**

弁護士会で主権者教育をしている。未成年主権者に、自分たちの意見を表明しようということをやっている。小学校・中学校の子どもたちなどについては、どうやって青少年の意見を反映させるかという点も含め具体的に話した方がよい。

**【市長】**

この審議会は3回実施する。委員の皆さんに持ち帰って考えていただきたい。制定から5年たった今、条例を念頭に置きながら、行政、議会、市民団体にどう活躍してもらうかというのが、この会の趣旨ではないか。

**【企画課課長補佐】**

後ほど説明を差し上げるが、持ち帰って事務局に意見を提出してほしい。

【市長】

条例の解釈、文言についてだけ協議するのか。

【企画課課長補佐】

条例を念頭に置いた市政の在り方について、条例に足りないところ等の提案もいただきたい。内容を確認した上で、その取組についても提案していただきたい。

【市長】

例えば、第6条について、市長に就任して10年になるが、市民に公のポストをお願いするときは、公募にしている。例えば、教育委員は、普通は市長が指名するが、5人全て公募できた。第6条によると、市民が積極的にまちづくりに参加するとあるが、公募しても、応募が0のことがある。具体的に例をあげてみたら、市に協力する義務があると思ってもらえるのではないか。第6条については実態と乖離<sup>かい</sup>しているのが実態だ。

【塩田委員】

公募はどの程度あるか整理しているか。

【企画課課長補佐】

各部署で公募の事務を行っており、まとめた資料を持ち合わせていないので、次回までに調査をして報告する。

また、第8条の青少年の規定について、お配りしている様式により、各委員から御意見を提出していただきたい。

ウ 第3章について

【企画課課長補佐が説明】

○主な質疑応答

【市長】

議会基本条例の概要と、自治基本条例第3章との関係について説明を求める。

【企画課課長補佐】

自治基本条例第9条では、議会には、市政の監視と政策の立

案や、開かれた議会運営といった役割を求めている。これを受けて、議会では議会基本条例を制定された。制定に至る経緯についての詳細は把握していないが、議会基本条例の概要は、第2条で、透明性の確保や市民参加の機会確保に努めることや市政の監視を行うこと、第3条では、議員は市民の代表であり、積極的な議論をすること、市民の意見を的確に把握すること、自己研さんを図ること、市民全体の福祉の向上を目指して活動することなどを定めている。第5条では、本会議のほか委員会等についても原則公開とすること、第8条では、会議の資料を積極的に公開することが定められており、動画の配信や会議資料をホームページ等で公開されている。

自治基本条例の策定中において、議会でも議会基本条例の策定に向けて取り組まれていたということで、自治基本条例では最小限の条文にとどめられたとのことである。

**【市長】**

議会もパブリックコメントを実施したのか。

**【企画課課長補佐】**

企画課で要綱を設置して総括管理しているものは、市長の事務部局におけるものに限られており、議会で実施されたものがこれに準じているかなど、詳細については把握していない。

**【岡田委員】**

議会基本条例を見ると、懇談会に興味がある。現実とのギャップがあるとのことだったが、出前講座等も行われているのか。

**【半矢委員】**

議会報告会は年に4回くらい各地で行われている。ただ、市民の出席人数が少なく不満だ。市民の意識が薄いのかもかもしれないが、もっと魅力ある議会にしてほしい。つい最近配布された議会だより第44号にも掲載されていたが、子育てサークルやクラブに出向かれ、出前講座を実施されていたようだ。

**【市長】**

第6条の市民の自覚が重要だ。まちづくりに積極的にかかわるといのはどういうことか、市民にも考えてほしい。

**【塩田委員】**

第9条には政策立案をする、また、議会基本条例の前文には政策立案機能を強化するとある。しかし、議会から提案された政策的な条例は、寄附条例とふるさと支援基金条例だけではないか。全議員で政策討論をして、その結果を提言されてはいるが。

ちょっと政策立案が乏しいのではないか。議員を選ぶ市民に問題があるかもしれないが。

**【総合政策部長】**

条例として形になったものは二つだけだが、例えば昨年、地方創生に関する総合戦略を策定する中で、政策提言ということで議員から様々な御提案をいただいたことを紹介させていただきたい。

エ 第4章について

**【企画課課長補佐が説明】**

○主な質疑応答

**【塩田委員】**

第13条に職員の人材育成について書かれて、平成21年3月に人材育成基本方針をつくっているが、形骸化していないか。下位のアクションプランもない。年数がたっているし、「4 人材育成の現状」の問題点が達成されてきていると思うのであれば、見直したらどうか。人材育成は大事だ。一人を採用することは、3億円の設備投資をすることと同等だと言われている。

**【総合政策部長】**

企画サイドからも人事育成方針の改正を依頼している。人事

評価システム、人事体制も変わっている。随時改正をお願いしていく。なお、本市では1人当たり2億円程度となっている。

**【市長】**

市役所は対市民の最前線に立っており、市民生活のいろいろな分野に携わっている。職種も多岐にわたり、仕事の幅の広さ、市民に対面するという意味で、国や県の職員よりも大変である。大半の市民は協力的だが、残念なことにごく一部非常に難しい市民がいて、職員が心を病んでしまう。そういう人には市長室に直接来てもらって、係を立ち会わせて上で、要求に対して、市がどのような対応ができるかなどを、担当課の意見も参考にしながら、市長が最終的に決めている。

オ 第5章について

**【企画課課長補佐が説明】**

○主な質疑応答

**【岡田委員】**

図書館など、市民が身近に利用する公共施設を充実させるというのがあっても良いと思う。

**【市長】**

平成28年度から文化・スポーツ振興部を設置した。もっと市民に文化やスポーツに興味を持ってもらえるようにしたい。住みよさという点でも良い影響が出ると考えている。

**【岡本委員】**

行政の組織について名称変更が短期間過ぎるのではないか。市民は理解するのに時間がかかる。新設するのは仕方がないが、仕事の内容で名称を変えるというのはどうか。

**【市長】**

部の名称変更はあまりないが、課の名称変更は、どうしても4月に出てくる。市民への広報が足りていないのかもしれない。

**【総合政策部長】**

公の施設の現状だが、山陽小野田市は全国的にみて、施設の面積が多い。更に人口が減っていく上、昭和40、50年代に造った建物の長寿命化が必要になる。公共施設の基本的な方針を定める予定で、そちらの方で主に述べていきたい。

**【市長】**

大半の市民はパソコンを扱っており、市ではホームページを作っている。しかし、一部の高齢者は使えない。そういう人にもやさしい対応を各部署へ求めている。

**【岡村委員】**

条例をつくるときは、みんな燃えていたが、熱が冷めてきている。第21条の広報広聴機能は、対話の日に主眼を置いたものだ。今は市から市民への一方的な情報提供になっている。市長が難しいなら、各部長でも良いと思うので、対話の日を行ってほしい。

**【岡田委員】**

市民は、市報や議会だよりは読んでいる。若い人はフェイスブックを見られるが、そうでない人もいる中で、もっと紙媒体を活用してほしい。意見を言いやすい場をつくることも大事だ。

**【島内委員】**

小中学校等に訪問し、人権について講演等を行う中で、その時は児童生徒たちも熱い意見を持っている。また、自治会の総会などでもすごく熱い意見が出る。ところが、その時は熱い意見でも、日がたつにつれ忘れてしまう。そういう熱い意見を吸い上げる媒体が、すぐさまないので、熱い情報をいち早く市に伝えることが難しくなってしまう。

**【生野委員】**

学生は関心がないのではなくて、自らの意見を発信する機会がない。学生の意見を言える機会がもっとあればよいと思う。



**【市長】**

情報の効果的な提供は難しい。市役所が懸命に情報提供をしたつもりでも、意外と伝わっていないと感ずることがある。大きいテーマでは、議決に決めてもらうことを前提にして、行政としてやるべきことはやっている。給食センターをつくるかどうかでは、議決でも意見が分かれた。公民館単位で回って意見を聞きに行くが、参加者が少ないと感ずている。

**【岡山会長】**

学生の意見が取り込めるような場所をつくっていただきたい。

**【企画課長】**

山陽小野田市は情報発信が下手だといわれる。高齢者にわかりやすいということを念頭に発信していきたい。学生についても、若者会議を設定し、高校生、大学生が参加する機会をつくる。それについても、広報紙、ホームページに出していきたい。

**【塩田委員】**

平成27年度の監査結果を見ると、11部署の報告書があった。しかし、内容をみると、事務処理上の適法性の問題ばかりである。第20条の有効性・効率性の観点から監査をしているのか。対応しているのであれば公表すべきだ。

**【企画課課長補佐】**

市長の事務部局から独立した機関であるので、この事務局としてはお答えする立場にないが、実際に各部署の膨大な件数の事務処理について監査をされており、監査結果の公表における事項が事務処理上の問題点を指摘するものが多くなるものと思われる。

カ 第6章から第8章について

**【企画課課長補佐が説明】**

○主な質疑応答

**【白石委員】**

公共的民間団体にはどのようなものがあるか。

**【企画課課長補佐】**

例えば、自治会連合会や女性団体連絡協議会など。

**【塩田委員】**

パブリックコメントは何件くらいあるか把握しているか。それを今後の行政に活かしてほしい。

**【企画課課長補佐】**

件数についてはホームページで公開しているが、ものによっては、意見をいただくのが0件の場合もある。最近の例では、まち・ひと・しごと創生総合戦略のときは2人で、うち1人は、よくパブリックコメントで意見を提出する人だった。

**【岡田委員】**

パブリックコメントでの意見への説明はするのか。

**【企画課課長補佐】**

提出された意見に対しては、それぞれ市の考え方をお示ししている。その意見の採用が難しい場合も公開している。

**【総合政策部長】**

パブリックコメントを出すのは市の計画などで、給食センターがこれまで一番多かった。広報紙でもページを割いた。

**【島内委員】**

パブリックコメントで、障がいのある方、目等に障がいのある方々の意思の疎通と申しましょうか、その方々への対応はどのようにしているか。

**【企画課課長補佐】**

障害福祉関係の部署では配慮しているが、その他の部署ではまだこれからというのが現状である。今年度からいわゆる障害者差別解消法が施行されたことを受け、各部署でもこれまで以上に合理的配慮の提供について取り組んでいく必要がある。パ

ブリックコメントの実施に当たっても配慮していきたい。

キ 第9章から第12章について

【企画課課長補佐が説明】

○主な質疑応答

【島津委員】

第9章は危機管理だが、市で防災グッズの取組をしているか。

【企画課課長補佐】

一般的な防災グッズ、例えば食料や懐中電灯などは各家庭で御準備いただきたいと考えているが、災害時の情報提供については、防災ラジオの購入費用を助成する制度があり、通常よりも安く配布している。ふだんはFMサンサンきららの放送をお聴きいただけるが、非常時には電源が入ってなくても、コンセントにつながっているか、電池が入っていれば、特別な信号を送ることで、自動的に電源が入り、市から緊急放送をお届けすることができる。

【総合政策部長】

そのほか、自治会の自主防災組織で備蓄をするときは補助している。また、各地に資材を配備した防災倉庫の設置も行っている。

【岡本委員】

自治会は、地区で訓練をしているが、市から補助してもらえるので助かっている。

また、第25条の個人情報の保護だが、75歳以上は名簿を敬老会に向けて教えてもらえるが、70以上75歳未満は公開されてない。なぜか。

【企画課課長補佐】

お尋ねの件は、事務局では把握していないため、調査の上回答したい。

**【市長】**

自分でも、それくらい教えても良いのではと思うが、万が一、それによって被害を受けた場合に、市役所が責任を取れない。社会の情勢が厳しくなった。次回は、その辺りをきちんと回答したい。

**【岡山会長】**

次回までに調査をお願いします。

(3) 意見の提出方法について

**【企画課課長補佐が意見の提出方法について説明】**

10 その他

**【事務局から連絡事項を報告】**

11 閉会